

## 栗林地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
釜石市	平成26年1月30日	令和2年2月27日
対象地区名(地区内の集落名)		
栗林地区(全域)		

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	44.30 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.80 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	13.60 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.60 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.00 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha
(備考)	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内最大規模の水田地帯であり水稲専作を基本とし、兼業農家率が高いことから省力化・効率化を図りながら水田の維持管理を行っていくことが課題。</li> <li>・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定・不明の農業者の耕作面積の方が6.6ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</li> </ul>
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>栗林地区の農地利用は、中心経営体である5経営体が担うほか、今後農地の貸付意向のある農地は、規模拡大志向の農業者の受入れを促進することにより対応していく。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<b>(1) 農地中間管理機構の活用</b>	<p>砂子畑・道々地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<b>(2) 基盤整備への取組</b>	<p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、畦畔の除去等の軽微な基盤整備も検討する。</p>
<b>(3) 新規・特産化作物の導入</b>	<p>米の作付は「栗林地区機械利用組合」の利用を中心とし作付面積の維持を図り、新規にそばの作付および共同利用機械(汎用性コンバイン)の導入も検討する。</p>
<b>(4) 耕作放棄地の解消・再生利用</b>	<p>多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、地区内の耕作放棄地の状況調査を実施し、除草・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。</p>
<b>(5) 鳥獣被害防止対策の取組</b>	<p>鳥獣被害防止対策として導入している電気牧柵を活用し、鹿を中心とした鳥獣対策を実施するほか、鳥獣害対策の集落点検(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)や捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

#### 5 今後の地域の中心となる経営体の状況

##### (1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	0 人	0 法人
② 認定新規就農者	0 人	0 法人
③ 集落営農組織	0 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 <sup>注)</sup>	0 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	5 人	0 法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

##### (2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	5.10 ha	44.30 ha	12 %
今後	5.10 ha	44.30 ha	12 %